



2022年9月8日

(本文英語・参考和訳)

〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省

経済産業大臣

西村 康稔 殿

拝啓

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス (BSA)¹は、世界のエンタープライズ・ソフトウェア産業を代表する主唱者であり、BSA 会員企業は、雇用創出と世界経済の成長に寄与するクラウド型またデータ駆動型サービスを開発しています。

BSA は、インド太平洋経済枠組み (IPEF) の発足と共に 9月に開催されることとなった閣僚会合に日本が出席することを歓迎します。デジタル貿易と越境データ移転のために地域的・世界的な法的枠組みを推進していくために日本が発揮してきたリーダーシップ、特に経済産業省の取り組みを BSA は高く評価しています。日本が引き続きデジタル貿易の分野でリーダーシップを発揮し、次のような強力で拘束力のあるルールを支持することを BSA は求めます。a) 国境を越えたデータ移転の促進、b) データローカライゼーション要件を課することの禁止、c) 電子送信への関税賦課の禁止、d) 強制的な技術移転およびソースコード開示/アクセスの禁止、e) 技術的規制や規格を悪用してデジタル貿易の障壁とすること、また、国外の者や技術に対して差別的措置をとることの禁止。

¹ BSA の活動には、Adobe, Alteryx, Altium, Amazon Web Services, Atlassian, Autodesk, Bentley Systems, Box, Cisco, CNC/Mastercam, CrowdStrike, Dassault, DocuSign, Dropbox, Graphisoft, IBM, Informatca, Intel, Kyndryl, MathWorks, Microsoft, Nikon, Okta, Oracle, Prokon, PTC, Rockwell, Salesforce, SAP, ServiceNow, Shopify Inc., Siemens Industry Software Inc., Splunk, Trend Micro, Trimble Solutions Corporation, TriNet, Twilio, Unity Technologies, Inc., Workday, Zendesk, Zoom Video Communications, Inc.が会員企業として参加しています。詳しくはウェブサイト (<http://bsa.or.jp>) をご覧ください。

デジタル保護主義は、市民と企業双方にとって法的予測可能性と経済的機会を損なうものであり、デジタル格差を拡大することにもなります。上記のルールはこの憂慮すべき傾向に対し、重要な防波堤となります。

IPEF の交渉は、この傾向に対抗する日本にとっての重要な機会であり、強力なデジタル貿易と越境データ移転規律の地域的重要性を強化するものです。IPEF に盛り込むべき基本的なデジタル貿易ルールについて、BSA がとりまとめた提案を添付致します（添付文書 I をご参照ください）。本提案を建設的な意見として受けとめて頂ければ幸いです。

BSA は、IPEF やその他地域におけるデジタル貿易に関する課題に関し、大臣と経産省の皆さまにご協力させて頂きたいと考えております。私の同僚で BSA のアジア太平洋政策担当ディレクターのジャレッド・ラグランド (Jared Ragland) にて対応させて頂きます。ラグランドの連絡先は jaredr@bsa.org となりますので、どうぞよろしくお願い致します。ご多忙中、本書簡に目を通すお時間を頂きましたこと感謝致します。

敬具



BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス
プレジデント兼最高経営責任者
ビクトリア A. エスピネル

添付文書 I: IPEF デジタル経済フレームワークにおける基本的デジタル貿易ルールの提案

1. オープンで安全な国家間のデータ及び情報移転を可能にするためのルール

- 電子的手段による国境を越えた情報の移転 締約国は、個人情報を含む情報の国境を越えた移転を、本活動が事業遂行のためである場合には、禁止または制限すべきではない。
- コンピューティング設備の設置場所 締約国は、事業遂行の条件として、自国の領域内にコンピューティング施設を使用または配置する要件を課すべきではない。
- 個人データの保護 締約国は、電子商取引に従事する者の個人データを保護する枠組みの採用または維持を約束し、同時に、それぞれの保護枠組み間の相互運用性を構築するよう努力するものとする。

2. 電子貿易のプロセスを促進するためのルール

- 関税 締約国は、電子送信に関税を課すべきではない。
- デジタル製品の非差別的措置 締約国は、他の締約国によって製造または生産されたデジタル製品に、他の同様のデジタル製品よりも不利な措置をとってはならない。
- ペーパーレス取引 締約国は、貿易管理文書の電子版を利用可能にし、受け入れるべきであり、また、そのような文書の提出やその他の関連するデータ交換を容易にする単一の窓口／プラットフォームを確立または維持するよう努めるべきである。
- デジタルサービスのための国際規格 政府は、自主的かつ国際的に認められた規格を支持し、デジタル・サービス及び新興技術に対して、相反する国内基準を課すことを控えるべきである。
- デジタルスキル取得 締約国は、デジタル貿易の実務が敏速に導入されるためにも、デジタルリテラシーとスキルの向上を図るエコシステムの構築に取り組むべきである。

3. デジタルシステムとオンライン環境における信頼を構築するためのルール

- オンライン消費者保護 締約国は、オンライン上の商業活動において広まっている、詐欺的または誤解を招く行為から消費者を保護する法律を採択または維持する必要がある。

- **技術移転の強制** 締約国は、国内において事業を設立または実施するための条件として、特定の技術、アルゴリズム、またはそのような情報を移転するよう企業に強制してはならない。
- **ソースコードの開示** 締約国は、他方の締約国の者が所有するソフトウェアに関し、国内において当該ソフトウェアまたは当該ソフトウェアを含む製品の輸入、配布、販売または使用するための条件として、当該ソフトウェアのソースコードの移転またはアクセスを要求してはならない。
- **サイバーセキュリティおよびAI 関連リスクからの保護** 締約国は、国際的に認知された規格及びベストプラクティスに基づくサイバーセキュリティ及びAI リスク管理の枠組みを促進すべきである。
- **デジタルインクルージョン** 締約国は、デジタルデバイド（情報格差）を解消するため、すべての人と企業がデジタル経済に参加し、貢献し、利益を得るために必要なものを確保するために協力すべきである。